

国立市女性と男性及び多様な性の 平等参画を推進する条例

国立市政策経営部市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係 市川 綾子

1 はじめに

国立市は、東京都のほぼ中央に位置し、8・15km²のコンパクトな空間の中に、美しく住みやすい市街地と貴重な自然とが調和した文教都市です。

市の前身である「谷保村」は、戦時中の疎開と戦後の住宅復興によって人口が急増し、昭和26年に「国立町」になりました。その後市民や学生を中心に文教地区指定運動が起こり、昭和27年には市北部の大半が東京都文教地区建築条例に基づく「文教地区」に指定されました。その後も人口は増加を続け、昭和42年には現在の国立市が誕生しました。

国立市は、まちづくりの基本理念に「人間を大切にするまち」を掲げ、「この地から新たな国が立つ」ような、先導的で多様性・寛容性のある文化や風土を創出し、人間を大切にするソーシヤル・インクルージョンのまちを目指しています。

2 条例制定に至った背景と経緯

国立市では、昭和60年に「国立市婦人問題行動計画」を策定し、平成5年に「国立市男女平等推進計画」に名称を変更、その後4回の改定を経て、現在は「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」（計画期間…平成28年度から平成35年度）の下、男女平等参

画の実現に向けた施策を推進しています。

しかし、今もなお「女らしさ、男らしさ」に代表される固定的性別役割分担意識は根深く、パートナー間での暴力、経済格差、政治への参画格差、教育格差等の多くの課題があります。また、人口の7・6%（電通ダイバーシティ・ラボ調査2015）と言われるLGBTについては、その潜在性とカミングアウトを困難にさせる社会構造から、課題が十分に可視化されてこなかったという問題があります。このような性別を理由とした差別や偏見等の課題は、長い時間をかけて家庭・職場・学校・地域等の様々な生活の場面に根を下ろしたもので、行政だけの解決には限界があり

国立市は「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を制定した（平成30年4月1日施行）。

性自認や性的指向などを、本人の意思に反して第三者が周囲に公表する「アウティング」と呼ばれる行為を禁じる規定を盛り込んだ全国初の条例。

ます。あらゆる生活の場面に潜む性別を理由とした様々な課題解決には、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となった総合的な取組が不可欠であり、その理念を表すための条例が必要であると考えました。条例の内容については、市の附属機関である「国立市男女平等推進市民委員会」に諮問し、約1年間掛けて検討を行い、この委員会答申を基にして「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」は制定されています。

委員会で検討した骨子案は、タウンミーティング(全4回)とパブリック・コメント(募集期間：平成29年5月1日から5月21日まで)を通じて公開し、市民等から広く意見を募りました。検討の過程では、パブリック・コメントに寄せられた市民の意見が大きな転換点になりました。条例の特徴の一つである「性的指向・性自認の公表についての権利」が盛り込まれたのは、市のLGBT施策全般を共に検討している市内在住のLGBT当事者からの意見がきっかけでした。

条例制定に至るまでには、市民等を初めとした非常に多くの多様な方々と共に意見を交わし、国立市において女性と男性と多様な性の平等を実現するためには何が必要か、何が課題かを熱心に議論しました。条例の本体ももちろんですが、この議論や意見交換の過程

そのものと、関わった人それぞれが考えて持ち帰ったものの中にも大きな意義があったと感じます。

3 条例内容について

条例は全19条からなり、前文に加えて、第1章総則、第2章基本的施策、第3章推進体制、第4章雑則の4つの章から構成されます。全ての人が、性別の壁を越えて、互いの人権を尊重し合い、自分らしく生きることができ、男女平等参画社会を築くことを目的として、市・市民・教育関係者・事業者等が一体となって取り組むことを掲げています。条例の対象は、国立市で学び、働き、集う全ての人です。

ここで市が目指しているのは、従来のな女性と男性の間の格差解消だけではなく、「性的指向(セクシュアル・オリエンテーション)」「性自認(ジェンダー・アイデンティティ)」等に関わりなく、一人一人が個人として尊重される社会です。性的指向とは、人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念(例：異性愛、同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等)をいいます。性自認とは、自らの性に対する自己認識(例：女性であるか、男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、

流動的であるか等)で、両者を合わせてSOGIと呼びます。

これらの多様な性の在り方は、性的指向と性自認等を掛け合わせた、多様性と連続性(グラデーションとスペクトラム)があるものです。近年はLGBT・SOGIに限らず様々な表し方がありますが、最も重要なことは呼び方や分類の方法ではなく、性的指向・性自認等を含む性別の在り方は一人一人異なる多様性があるものだという認識を持つことだと考えます。女性が抱えている様々な社会課題を女性だけで解決することは困難であることと同様に、全ての人が持つ性自認と性的指向に関する課題は社会全体で解決すべき課題です。

一人一人が個人として尊重され、当事者と支援者を線引きしないソーシャル・インクルージョンの視点から、これまでの女性・男性の二分法によらない多様な性の在り方を認め合い、性別にかかわらず全ての人が自分らしく生きることができると目指しています。

(1) 条例の名称

条例の中身を一目で分かりやすく、的確に表すような名称とするため、委員会でも時間をかけて議論を行いました。

まず、条例第2条では「男女平等参画」の用語の意味を、「全ての人が、性別、性的指向、

性自認等にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画すること」と定義しています。「共同参画」ではなく「平等参画」としたのは、共同参画の前提に平等の理念があり、年齢を問わず多くの人に分かりやすい表現とするためです。

この男女平等参画の意味を正確に表現するため、「女性・男性・多様な性」の全ての人に語りかけるような名称にしたいと考えました。また、条例では女性の課題解決のため「女性のエンパワーメントの推進」を市の重要施策として掲げており、「女性」を名称の冒頭に位置付けることとし、条例名が決定しました。

〔その他の名称案〕（注）国立市男女平等推進市民委員会答申より

- ・「国立市（くにたち）男女平等参画推進条例」
- ・「国立市男女平等と多様な性を認め合う社会を推進する条例」
- ・「国立市すべての人が性別にかかわらず平等に参画する社会を推進する条例」

（２）条例の基本理念

条例では9つの基本理念を掲げています。市、市民、教育関係者、事業者等は、この基本理念に掲げる事項を基本に、男女平等参

画を推進することとしています。

基本理念①では、「性的指向、性自認等」を含めた性別による差別的取扱いや暴力の禁止を掲げています。また、基本理念②に、性的指向及び性自認等に関する公表（カミングアウト）の自由の保障を明記しています。これについては、（４）で詳しく扱います。

基本理念⑦では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念を取り入れています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、一般的に「性と生殖に関する健康と権利」と言います。女性が各ライフステージにおいて健康な生活を営み、結婚や出産をする・しない等について自分らしい生き方を選択でき、必要な情報が得られるよう支援をします。

基本理念⑧は複合差別的解消を明記しています。性別に加えて、しょうがいや外国にルーツがあること等の様々な複合的な要因が重なって特に困難な状況に置かれている人への支援を行うことをうたっています。

条例の基本理念

- ① 性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いや暴力を根絶し、全ての人が、個人として尊重されること。
- ② 性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。
- ③ 全ての人が、性別による固定的な役割

分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

④ 全ての人が、性別にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

⑤ 学校教育、社会教育、その他のあらゆる教育の場において、生涯を通じた男女平等参画意識の形成に向けた取組が行われること。

⑥ 全ての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活、職場、地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。

⑦ 全ての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。

⑧ 性別による差別的取扱い及び複合差別を理由として、困難な状況に置かれている人を支援するための取組が行われること。

⑨ 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解すること。

(3) 教育関係者の責務

市、市民、事業者等の責務に加えて、教育関係者の責務を定めていることが特徴です。

性別に関する個人の意識や考え方は、幼少時の環境に大きく影響を受けることから、特に教育関係者の役割は重要です。文教都市である国立市には多数の教育機関があります。学校教育や社会教育等のあらゆる教育の場において、生涯を通じて男女平等意識が育まれるよう、全ての教育関係者が共通の基本理念をもって実践することを掲げています。

(4) 性的指向・性自認等の公表の権利

条例では、性的指向、性自認等について公表をすることも公表をしないことも個人の権利であり、他者は本人の意思に反した周囲への公表（アウティング）、公表の強制、又は公表を禁止するような強制のいずれも行ってはならないと定めています。

まず、第3条の基本理念において「性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること」と、本人の公表の権利を規定しています。加えて、第8条の禁止事項等において「何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない」と、本人以外の禁止行

為として定めるといふ構造になっています。

公表の権利規定が加わったのは、前述のように、市内在住のLGBT当事者からの「性的指向と性自認について個人を尊重するといふ全体の印象はあるが、カミングアウトを強制するような印象にも見てとれる」「カミングアウトを強制しないというニュアンスを取り入れてほしい」との意見がきっかけです。性的指向及び性自認等の公表の権利を条例で扱った例はなかったものの、性的指向及び性自認等を扱う上では切り離すことができない問題と考えました。

勇気をもってカミングアウトした結果、信頼して打ち明けた友人や家族等から受容されず、また、その信頼した相手にアウティングをされれば、心理的安全性は大きく揺らぎ、自傷行為や自殺行為等にもつながります。公表する権利と公表しない権利の双方が保障される社会の実現に向けて、条例の周知を図ると共に、積極的な教育啓発活動に努めます。

(5) 女性のエンパワーメントについて

第2章では、基本理念に基づき、市が推進すべき8つの基本的施策を規定しています。その特徴的な一つが、第13条の「女性のエンパワーメントの推進」です。

女性が力を発揮できる社会の実現は、女性

のみならず、全ての人が暮らしやすい地域社会を実現する重要な視点です。女性が様々な意思決定の過程に加わる仕組みを作り、社会状況を改革・改善するため、女性自らが本来持っている力を発揮できるような環境を整備することをうたっています。

4 条例制定に基づく取組

(1) くにたち男女平等参画ステーションにおける各種事業、相談の実施等

条例推進の拠点施設として、平成30年5月に、JR国立駅前高架下に「くにたち男女平等参画ステーション」を開設しました。①女

くにたち男女平等参画ステーション



性と男性の多様な性に関する相談支援、②イベントや講座を通じた普及啓発、③ホームページやSNS、情報誌等を活用した情報収集・提供・発信、④市民の交流促進、⑤各事業を通じた調査・分析、⑥ステーションサポーターの育成等の事業を実施しています。

「二人一人を大切にする」をコンセプトに、女性の健康や暮らし等の様々な生活の困りごとを共に考えるための総合相談のほかに、性的指向と性自認に関する本人や家族等からの相談を受け付ける電話相談窓口「SOGI相談」等の各種専門相談を実施しています。

(2) 条例パンフレット、ステッカーの配布
条例の趣旨をより理解しやすく説明したパンフレットを作成し、市民、教育関係者、事業者等に配布を行っています。特に事業者に向けては条例の応援ステッカーを配布し、窓口や店舗等に掲示いただいた企業等をホームページで公開しています。ステッカーのデザインは、多様性の象徴である6色のレインボー・カラーがモチーフとなっており、市内の様々な場所でのマークが目につくことを目指しています。



ステッカー

(3) 「TOKYO RAINBOW PRIDE」 出展
広く条例の周知を図るための取組として、代々木公園にて開催された「TOKYO RAINBOW PRIDE 2018」に市としてブース出展を行い、条例パンフレットを配布すると共にアンケートの実施を行いました。

その他、市内では条例を共に考える市民の会が発足し、共に力を合わせて条例を推進するための検討会を定期開催しています。また、企業や学校等に向けた条例の出前講座を実施しています。

今後も条例制定に基づく取組を継続的に実施するとともに、条例を多様な立場の方に理解いただき、それぞれの主体的な取組につなげていただけるような、条例推進の輪作りができればと考えています。

5 おわりに

この条例は罰則規定がない、いわゆる理念条例です。罰則ではなく、対話と協力の実践の中で育まれる条例であってほしいという願いがあります。

条例を作るまでの経過は、国立市が真の意味で住みやすく、そして多様な人々が共生するコミュニティとなるために何が必要かについて、委員会と市民とが真

パンフレット

4 教育関係者の責務
女性と男性及び多様な性についての考え方は、子どもの頃から周囲の影響を大きく受けます。生涯を通じて、女性と男性及び多様な性の平等について学ぶ機会が得られるように、教育関係者の責務を定めています。

5 女性のエンパワーメントの推進
女性が本来持っている力をさまざまな場所で発揮できる社会をめざし、女性のエンパワーメントを推進していきます。
*エンパワーメント：その人の本来持つ能力を発揮できるようにすること。

6 「くにたち男女平等参画ステーション」を拠点施設とします
女性と男性と多様な性の平等参画を推進するための拠点施設として、平成30年5月に国立駅近く「くにたち市民プラザ」内に「くにたち男女平等参画ステーション」を開設します。

条例のステッカーを配布しています
この条例を応援し、推進していただける市民の皆様、事業者の皆さまにステッカーを配布しています。店頭やデスクなど様々な場所に貼ってご使用いただけます。

条例の特徴

1 性的指向と性自認について定義しています
性別について、従来女性と男性の二分でなく、好きになる相手の性別（性的指向）や自分の性に対する認識（性自認）について定義しています。

2 性的指向と性自認等の公表の自由は個人の権利としています
性的指向、性自認を公表するかしないか（カムアウト）の選択は個人の権利です。他の人が本人の意思に応じて勝手に公表（アウトイング）してはけません。

3 複合差別に対する支援
性別に加えて、しょうがいがあることや生まれ育った環境、外国にルーツがあることなど、さまざまな理由により差別を受け、特に困難な状況におかれている人へ支援をします。

市職員がLGBTバッジを着用しています
国立市では、多様性を理解し、LGBTについての正しい知識と対応の学びのための職員研修を行っています。研修を受けた市の職員および市議会議員は、LGBTバッジ(右)を着用しています。LGBTについてのご相談やお悩みがあれば、LGBTバッジを着用している職員に安心して声をかけください。

※LGBT：L（レズビアン）B（バイセクシュアル）G（ゲイ）T（トランスジェンダー）
*性的指向とは、性的に惹かれる相手（性的指向）のことです。LGBTの定義は個人によって異なり、(1) 2017年現在、LGBTの定義は「性的指向」に限ります。

国立市 女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例について

一人ひとりが性別にかかわらず自分らしく

国立市は、性別にかかわらず、すべての人が自分らしく地域で暮らすことができる社会を築くため「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を制定しました。

平成30(2018)年4月1日施行

剣に議論し、そしてその共通の思いを条例に託すための努力の経過でありました。今なお根強い固定的性別役割分担意識の解消も、ワーク・ライフ・バランスの実現も、多様な性の施策も、全て共通につながった人権課題であり、性別の平等を目指すその先に、多様な一人一人が尊重され共生するという意味での真のダイバーシティの実現があると考えます。

この「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」が、地域社会の中で様々な人の結びつきと調和を生み出し、性別にかかわらず誰もが自分らしく生活できる社会の実現の一步となるよう、市、市民、教育関係者、事業者等が一体となって更なる推進を図ります。

●第50号(2017年8月発売) 定価(本体1,150円+税)

●第50号記念特別企画 自治体職員に求められる法務能力とは

これからの自治体職員に求められる法務能力
自治体職員の法務能力—イロハ
自治体法務の思考様式
法廷からの自治解釈権
ミッションを実現する力—政策法務
法に明るい職員になるために!
政策法務能力の向上を目指した職員研修について

●特集 若者の力を活かしたまちづくり

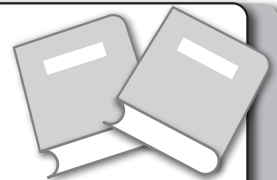
地域子ども・若者の力を活かしたまちづくり
地域おこし協力隊の成果と外部人材の活用
ふるさとワーキングホリデーについて
山形県遊佐町 遊佐町少年町長・少年議員公選事業
福井県鯖江市 鯖江市役所JK課プロジェクト
高知県高知市 こうちこどもファンド
湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進条例
金沢市における学生のまちの推進に関する条例

●CLOSE UP 先進・ユニーク条例

愛荘町住民投票条例
富岡町震災遺産保全等に関する条例

●トピックス

ヒトのグローバル化と法的整備(第1回)
地方自治法等の一部を改正する法律の概要
第7次地方分権一括法の解説



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) **TEL: 0120-953-431** 受付時間: 月~金 9時から17時 Web **URL: <https://gyosei.jp>** サイト **FAX: 0120-953-495**